

—— 令和3年度決算 ——

「健全化判断比率」及び「資金不足比率」 を公表します！

財政健全化法の概要

平成19年に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」という。）が成立しました。

健全化法は、財政状況を判断する基準となる「健全化判断比率」の公表と、その比率に応じた健全化計画などの策定を義務付け、従来の赤字再建団体に相当する「財政再生団体」への転落を未然に防ぐため、その前段に「早期健全化団体」の基準を設け早期に是正を行うことを目的としています。

健全化判断比率は、「①実質赤字比率」、「②連結実質赤字比率」、「③実質公債費比率」、「④将来負担比率」の4つからなり、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、「財政健全化計画」を定めなければなりません。財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表し、国・県へ報告するとともに、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表しなければなりません。さらに、計画策定にあたっては外部監査を求める必要があります。

また、「④将来負担比率」を除く①～③のいずれかの指標が財政再生基準以上の場合には「財政再生計画」を定めることとなります。財政再生計画も、前述の財政健全化計画と同様、議会の議決、国・県への報告、公表、実施状況の報告・公表といった手続きが必要になります。また、一部を除き地方債の発行が制限されることとなります。

一方、上下水道などの公営企業会計においては「⑤資金不足比率」が設定されており、経営健全化基準以上の場合には「経営健全化計画」を定めることとなります。

健全化判断比率の算定方法

①実質赤字比率

一般会計などを対象とした実質赤字を標準財政規模（注1参照）に対する比率で表したものであり、市町村における早期健全化基準は、財政規模に応じて11.25%～15%となっています。また、財政再生基準は一律20%となっています。

②連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字を標準財政規模に対する比率で表したものであり、市町村における早期健全化基準は、財政規模に応じて 16.25%～20%となっています。また、財政再生基準は一律 30%となっています。

③実質公債費比率

一般会計が負担する公債費に、上下水道事業などの公営企業や一部事務組合などの元利償還金に充てる一般会計からの繰出金及び負担金などを加えた経費を標準財政規模に対する比率で表したものであり、市町村における早期健全化基準は 25%となっています。また、財政再生基準は 35%となっています。

④将来負担比率

一般会計などの地方債残高、上下水道事業などの公営企業や一部事務組合などの元利償還金に充てる一般会計からの繰入見込額、職員の退職手当支給予定額など将来負担すべき負債の大きさを標準財政規模に対する比率で表したものであり、市町村における早期健全化基準は 350%となっています。

⑤公営企業における「資金不足比率」

公営企業における資金不足額（一般会計などの実質赤字に相当する額）を営業収益に対する比率で表したものであり、市町村における経営健全化基準（早期健全化に相当する基準）は 20%となっています。

注 1：標準財政規模とは、地方公共団体において標準的に収入される一般財源の規模を示すもので概ね地方税、地方譲与税、普通交付税、臨時財政対策債の合計額になります。

財政健全化判断比率

	令和3年度決算（％） 御船町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	14.62	20.0
連結実質赤字比率	—	19.62	30.0
実質公債費比率	11.6	25.0	35.0
将来負担比率	37.3	350.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字のため「—」で表示しています。

資金不足比率

事業名	令和3年度決算（％） 御船町	経営健全化基準（％）
水道事業	—	20.0
下水道事業	—	20.0
緑の村運営事業	—	20.0

※ いずれの事業も資金不足が生じていないため、「—」で表示しています。